

専門職（栄養・口腔ケア）相談・訪問指導事業

公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

後期高齢者医療制度事業として実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る業務委託契約に向けて、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した事業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

(1) 業 務 名

専門職（栄養・口腔ケア）相談・訪問指導

(2) 内 容

別紙「専門職（栄養・口腔ケア）相談・訪問指導事業業務仕様書」（以下「仕様書」という）に基づく事業者提案によるもの。

3 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 委託料上限額

4,400,000円（消費税及び地方消費税含む）

5 参加資格

プロポーザル選考に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）第2条第1項の規定により入札参加を停止されている者でないこと。
- (2) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）第3条第1項の規定により入札から除外されている者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体ではないこと。
- (4) 主要取引先からの取引停止の事実がある等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (6) 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をした者でないこと。
- (7) 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継

続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。

- (8) 仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本公募型プロポーザルに参加できること。
- (9) 実施事業者を選定された場合、市との契約内容について遅延なく確実に遂行できること。

6 スケジュール

本プロポーザルによる事業者選定までのスケジュールは、次の通りとする。(なお、都合により変更する場合がある。)

内容	スケジュール
実施要領の公表	令和6年1月4日(木)
質問書の受付期限	令和6年1月4日(木)～ 令和6年1月17日(水)午後5時15分まで
質問に対する回答	令和6年1月23日(火)
参加申込書・企画提案書等の提出期限	令和6年1月24日(水)～ 令和6年1月31日(水)午後5時15分まで
選定委員会開催	令和6年2月上旬
結果通知	令和6年2月中旬
委託契約準備期間	令和6年3月上旬～令和6年3月末日
契約締結	令和6年4月1日(月)

7 業者選定

(1) 審査(書面審査)

提出された企画提案書、会社概要書、業務実績調書、個人情報管理体制確認表及び参考見積書(以下、「企画提案書等」という。)をもとに専門職(栄養・口腔ケア)相談・訪問指導事業業務委託事業者選定会(以下、「選定委員会」という。)が別に定める「評価基準」により審査を行う。

企画提案書等を提出した者(以下、「提案者」という。)が1者の場合は、当該提案者が本事業を受託するものとして適当であるか判断し、適当と認めるときは優先交渉権者の候補者として選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和6年2月中旬に電子メール及び郵送で通知する。

なお、審査経過については、いかなる問い合わせにも応じない。

8 契約の締結

(1) 契約手続き

和光市長は、審査により決定された事業者と業務委託契約の手続きを行う。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。なお、事

業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する場合、又は和光市から指名停止を受けることとなった場合は、契約の締結を行わない。

(2) 委託内容

専門職（栄養・口腔ケア）相談・訪問指導事業業務仕様書（以下、「仕様書」という。）を基本とし、本プロポーザルにおける提案事業者の提案内容を反映したものとする。事業者候補者決定後に市と事業者候補者として提案内容に基づき協議を行い、仕様書（委託内容）を確定させることとする。なお、業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、市は協議中に提案事業者に対して提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。必ずしも提案通りの内容で実施できるとは限らないが、提案した内容については委託内容に盛り込まれるものとして実行可能性を十分に検証したうえで提案を行うこと。

9 参加手続及び提出書類

(1) 参加申込書・企画提案書等の提出について

① 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 業務実績調書（様式3）
- エ 個人情報管理体制確認表（様式4）
- オ 企画提案書（様式5）
- カ 参考見積書

② 提出部数

紙による提出

- ・正本 1部（社印及び代表者印を捺印すること）
- ・副本 5部（捺印不要）

③ 提出期限

令和6年1月31日（水）午後5時15分まで（郵送の場合は当日必着）

④ 提出場所

下記「13 担当窓口」まで

⑤ 企画提案書等の返却

すべての提出書類の返却は行わない。

(2) 企画提案にあたっての考え方

高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインを御理解のうえ、実施内容をご提案ください。委託にあたっては、「業務遂行力」「事業に対する市民のニーズに迅速に対応し、市民の満足度の向上を推進する力」「安定して業務を提供できる実施体制」を求めます。また、終了率のみならず対象者のQOLの維持向上に主眼を置いた継続的な成果を求めます。

(3) 企画提案書作成要領

① 記載項目

- ア 和光市の健康課題の分析
- イ 健康課題解決に向けた業務実施の取組の要点

ウ 本業務を行うに当たっての業務体制・業務スケジュール

エ 個人情報保護及び処理等に関する社内体制及び方法

オ その他提案すべき事項（任意）

- ② 様式は任意とする。
- ③ 提案書のページ数等の制限は行わないが、提案内容が具体的に分かるよう簡潔明瞭なものとする。

10 質疑応答

企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、以下により質疑を行うこと。なお、提出期限後の質問については、受付けないものとする。

(1) 提出方法

質疑がある場合は、質問書（様式6）を担当窓口あてに電子メールで送信すること。なお、タイトルを「専門職（栄養・口腔ケア）相談・訪問指導事業業務委託の質問について（貴社名）」とすること。

(2) 提出期限

令和6年1月17日（水）午後5時15分まで受信分まで

(3) 回答方法

ホームページにて公開する

(4) 回答日

令和6年1月23日（火）

11 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 5の参加資格に関する事項の要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出期限に遅れたもの
- (3) 本要領の条件を満たさないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明なもの
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選定委員会が認める場合

12 その他の留意事項

- (1) 提案者は、本要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は提案事業者の負担とし、当市は一切負担しない。
- (3) 本プロポーザルに応募する者を広く募るため、和光市ホームページへの掲載により周知を図る。
- (4) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (5) 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公

開条例に基づく公文書として取扱う。

- (7) 提出された企画提案書等は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る業務委託受託者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (8) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (9) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。
- (10) 提案者がプロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに、文書で和光市健康部保険年金課長に届け出なければならない。

1 3 担当窓口

郵便番号 〒351-0192

住 所 埼玉県和光市広沢1-5

担 当 和光市健康部保険年金課年金後期高齢者医療担当

電 話 048-424-9151

F A X 048-463-8815

E-mail d0400@city.wako.lg.jp